

議案第215号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和2年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A第483号線	12 00	2 00	さいたま市桜区大字 神田字作田123番 地先	さいたま市桜区大字 神田字作田119番 地先	
E第192号線	29 10	0 90 ～ 2 00	さいたま市浦和区常 盤二丁目82番地先	さいたま市浦和区常 盤二丁目81番地先	
32370号線	107 60	1 20 ～ 2 60	さいたま市西区大字 指扇領辻字北9番地 先	さいたま市西区大字 指扇領辻字北2番1 地先	
41342号線	53 70	4 00 ～ 6 80	さいたま市西区大字 飯田新田字道北40 5番1地先	さいたま市西区大字 飯田新田字道北40 2番2地先	